

総務文教委員会記録

○開催日時

平成28年9月6日 午前10時～午後2時7分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帶田裕達	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	徳永武次
委員	佃昌樹		

○その他の議員

議員 谷津由尚

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	予防課長	永田稔
総務課長	平原一洋	通信指令課長	角島栄
秘書室長	鬼塚雅之		
文書法制室長	堀ノ内孝	教育部長	中川清
財政課長	今井功司	教育総務課長	鮫島芳文
財産活用推進課長	橋口堅	学校施設整備室	上口憲一
税務課長	堂元清憲	学校教育課長	熊野賢一
収納課長	有村辰也	課長代理	堀切良一
契約検査課長	南忠幸	社会教育課長	徳留真理子
課長代理	西木場重行	文化課長	村岡斎哲
危機管理監	中村真	少年自然の家所長	峯満彦
防災安全課長	寺田和一	中央図書館長	本野啓三
原子力安全対策室長	遠矢一星		
会計課長	今吉美智子	選挙管理委員会事務局長	森園一春
消防局長	新盛和久	監査事務局長	火野坂博行
次長兼警防課長	福山忠雄	公平委員会事務局長	
消防総務課長	鶴屋豊文	議会事務局長	田上正洋
		議事調査課長	道場益男

○事務局職員

事務局長 田上正洋

課長代理 濑戸口健一

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第115号 薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定について 議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第14号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、 2017年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
(所管事務調査)	文 化 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
(所管事務調査)	文 書 法 制 室
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 务 課 收 納 課
(所管事務調査)	契 約 檢 查 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 查 事 務 局
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第133号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、平成29年度政府 予算に係る意見書の提出を求める陳情（追加日程）	—

△開　会

○委員長（持原秀行）本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はございませんが、会議の途中で傍聴の申し出ある場合には、委員長において隨時許可をいたします。

△消防局の審査

○委員長（持原秀行）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）まず、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の消防局所管分について説明いたしますので、予算に関する説明書第4回補正の45ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費では、補正額2,399万7,000円の減額で、内容としまして右側説明欄になります職員の異動等によります給料及び職員手当等の減額並びにそれに伴う共済費の減額でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。

委員会資料のほうの御準備をお願いいたします。

1ページ目でございますが、救急関係にかかわります一般消防協力者表彰でございます。

表彰概要につきましては、市内で宅配弁当の配達をしている方が、いつも顔を見て渡しているのにこの日に限りできなこかったことが気にかかり、上司と相談し自宅に確認に向かったところ室内に倒れている家人を発見し、消防局へ連絡し救急隊により病院へ搬送した事案でございました。

続きまして、下の2でございます。

第37回原子力発電所等所在地町村消防情報連絡会総会でございます。

資料に記載のとおり、全国733消防本部のうち会員であります15消防本部の消防庁などが集まりまして、また総務省消防庁をはじめとする来賓の方々に出席をいただき本年7月14日に消防局で開催したところでございます。

続きまして2ページになります。

3の職員研修は、例年、役職・階級ごとに局内で研修をいたしておりますが、今回は係長以上の26人の職員に対しまして研修を行ったところでございます。

下段の4の少年消防クラブ研修会は、市内の2消防クラブから20人が参加して記載のとおり研修を実施しております。

続きまして、3ページになります。

5の防災研修センターの利用状況でございますが、開館から8月30日現在で1万6,236人の方々に御利用いただいております。来庁された方々の市内外及び年代別については資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き、周知広報に努めまして、防災研修センターを活用し市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

下段の6の自主防災組織の訓練状況でございます。6月から8月までに9回、201人の方々が参加し実施されています。

続きまして4ページになります。

7の石油コンビナート等特別防災区域の当別検察につきましては、火災予防検査規定に基づきま

して実施しております。事故防止や安全確保の徹底を図るために行ったところでございます。

下段の8の各消防署の見学状況でございますが、小学校11校をはじめ各種団体27団体の計868人の方々が見学に訪れているところでございます。

続きまして、5ページでございます。

9の各種訓練の（1）緊急被曝医療訓練でございますが、複数の負傷者が発生したとの想定で二次被曝医療機関の済生会川内病院のほか、県消防防災ヘリを活用し支援病院である鹿児島大学病院の搬送を行い、各々の手順の確認、検証を行い関係機関との連携強化を図ったところでございます。

（2）の対処訓練は、炎天下の過酷な災害現場を想定し、体力の練成を自己能力の把握を目的に各署で実施しております。

続きまして、6ページになります。

消防団の関係でございますが、（1）の第45回薩摩支部消防法大会を7月31日に開催し、薩摩川内市からはポンプ車の部で都答院方面隊下手分団が優勝し、下段の（2）の第31回鹿児島県消防操法大会に薩摩支部代表として出場いたしました。

結果につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして下段、11の今後の主な行事でございますが、11月5日に緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が長崎県島原市で開催され、本市からは消火・救急・後方支援の3隊、車両3台11人が参加予定でございます。

同じく9日から15日まで、秋季全国火災予防運動が展開され消防演習や火災予防立哨等を予定しているところでございます。

続きまして、7ページになります。

8月30日現在の火災、救急の発生状況について御説明申し上げます。

（1）の表になりますが、8月末現在、火災は32件発生し前年と比較し6件の増、火災損害額は1,700万円で1,786万3,000円の減、救急は2,913件で133件の増となっております。

地域別、月別の火災、救急の状況は記載のとおりでございます。火災の種別につきましては建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較し同数となっておりますが、ごみ焼きとあるいは枯れ

草のその他火災が8件増加しております。

また、救急の種別では、特に急病、一般負傷が増加しております。

熱中症の関係でございますが、5月11日から8月30日まで、109件112名の方を搬送いたしております。昨年と比較し49人の増となっております。先ほど申し上げました救急の増加、種別で急病とお話ししましたが、これが要因がここになってくるのではないかと考えております。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）今、この夏の熱中症の話があつたんですけど、毎朝ほど防災無線で役所のほうから注意事項が出ておりましたんですけど、49人増ということでした。やはり、年代別にはどうなんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）年代別でございますけども、112人のうち少年、いわゆる18歳未満が26人で23%、青年が18歳から65歳未満で33人で30%、高齢者65歳以上の方が53人で全体の47%という状況でございます。

○委員（徳永武次）外でのあれはわからんでもないんですけど、室内でっていうのが結構あったんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）屋内、屋外で見ますと、屋外が54件、48%、屋内が58件、52%ということで、屋内には先ほど申し上げました少年のいわゆる18歳未満から26人いらっしゃいますけど、この方々も室内でクラブ活動であったりとか、そういうのも含まれておりますので屋内のほうが、ことは多くなっております。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（帶田裕達）二、三、お伺いします。

まず、この資料の1ページのひとり暮らしの男性のお宅に宅配弁当を届けて、手渡しうけなかつたと。この宅配弁当の業者は本市と契約している業者なのか、それとも民間の一般の業者なのかどちらでしょうか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）この宅配業者につきましては、民間の業者でございます。

○委員（帶田裕達）それから、本会議でも質問

があったと思いますが、南部分署の救急車の配備についてどのように検討されているのか、その辺をお伺いしたいちゅうのと、我々、この前、甑に地区の住民の方々といろいろ意見交換をする中で、独自でちょっと私も見に行ったんですが、消防職員の官舎の整備の検討がなされないのか。

そして、3点目が来年度の消防職員の採用の人数の予定をお知らせください。

○消防局長（新盛和久） 帯田議員のほうから3点質問がございました。

まず、1点目が南部分署の救急隊員の配置の件でございますが、一昨年の3月の本会議で答弁したというふうに思いますが、そのときに試行的に南部分署に救急隊配備をして、昼の時間だけ配備をしてその動向を探ってみますという答弁をしたところでございました。それについては、新しい高機能指令センターになったときに、ロケーション管理、つまり一番近い救急車を現場に行かす方法に変えたところでございますけれども、そこで技術的な部分があつて、現在まだ南部分署の試行的な配備もできていない状況でございます。これにつきましては、技術的な部分について、今、検討中でございますので、これについて検討が終わって、技術的に可能になった段階でていきたいというふうに考えているところでございます。

また、救急隊をふやすとう部分は、隊員を8名ふやさないといけないという部分がございますので、そこについても全体的な現在、今、150消防職員がおりますけれども、その中で調整できる部分は調整していきながら、また人員等については要望していきたいというふうに考えているところでございます。

2番目の甑島の官舎の問題でございますが、現在、消防がつくっている官舎が上、下、両方とも3棟ずつでございます。現在、今、島のほうで業者のほうに官舎をつくっていただいて、借り上げ型にできないかという分について、今、検討をしているところでございます。

また、上甑についても民間が持つてらっしゃった住宅が4棟ある住宅が、これは鉄筋コンクリートのやつでございますが、その部分について民間の方が購入されて、それを消防のほうに貸していただけないかという分について、検討しているところでございます。

こちらのほうから、島に送るという部分につい

ては、住環境が一番重要だろうというふうに、そういう認識をしておりますので、甑島で勤務する職員の住環境の整備については、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

平成29年度の採用人員でございますが、若干名ということで募集をしているところでございます。現在、30名の応募があるというふうに聞いております。

以上です。

○委員（福元光一） 先ほど、徳永委員のほうから救急車のことで、熱中症のことで聞かれたんですけど、高齢者が施設じゃなくて自宅で例えば体が不自由で、屋内で熱中症にかかったと言われる方は何名はわかつていたら教えていただけたらと思います。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 先ほど申し上げましたとおり、高齢者の方が53人いらっしゃいました。ちょっと私が、今、細かい数字は持っていないんですけども、先般のこの前までの数字になるんですけども、53人のうちに自宅で家で休憩してなった方が、今まで23人いらっしゃいます。あとは農作業したりとか、外でということになっております。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局を終わります。ご苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子） おはようございます。社会教育課でございます。

それでは、補正予算について御説明いたします。予算に関する説明書の50ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費、同じく3目公民館費の中央公民館費はともに異動等に伴う職員給与費の調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○社会教育課長（徳留真理子）ございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）少年自然の家です。よろしくお願いします。

補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する50ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費、減額99万9,000円は、4月の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。

以上、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願

います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）よろしくお願ひします。

別紙総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

8月3日から6日までの三泊四日で実施いたしました主催事業、夏のアドベンチャー薩摩川内ぼっけもんの旅の事業報告を行います。

甑島を舞台に事業を実施するようになって、ことして14回目、甑島が国定公園の指定を受けてからは2回目の夏のアドベンチャーとなります。

ことしは、鹿島・下甑島を舞台に行いました。1日目に自然の家で結団式等を行い、2日目早朝に自然の家から串木野新港までマウンテンバイクで移動し、フェリー1便で鹿島へ向かいました。到着後、甑ミュージアムにて恐竜の化石などの見学と学習を行い、その後、熊ヶ瀬鼻へ移動し、カキの化石などの実物発見体験を行いました。8000万年前にタイムスリップした子どもたちは、興味深く学習に取り組んでいました。

3日目は漁船をチャーターし、鹿島断崖クルージングを行いました。断崖の大迫力を目の当たりにし、甑島の大自然のすばらしさを実感することができました。その後、鹿島から手打までマウンテンバイクで27キロメートルの距離を移動しました。

大変厳しい暑さの中、鹿島から芦浜トンネルまでの登りの連続は、子どもたちにとって本当に苦しい挑戦となりましたが、体力、気力を振り絞り、仲間を鼓舞しながら全員が乗り越えることができました。

途中で瀬尾の観音三滝で休憩をとりましたが、全員が初めてで、そのすばらしさに鹿島と同様で家族でまた来たい、大人になったらまた来たいなどの感想も聞かれました。その夜は、手打海岸でキャンプファイヤーを行い仲間との友情、絆を確認することができました。満天の星空がとても感

動的でした。

最終日は、手打海岸で海水浴を行い、長浜港までマウンテンバイクで移動、フェリーに乗船し甑島に別れを告げて、串木野新港で解団式を行いました。

旅へ挑戦することを通して、思いやりの心、優しくすれば心は通う、やり遂げる力、やりさえすれば、必ずできる、協調性、そしてふるさとを愛する薩摩川内ぼっけもんの育成という初期の目標を十分に達成できたと考えております。

昨年と同様、FMさつませんだいの協力を得て、4日間の中継レポートと終了後の総括放送をしていただきました。保護者にも大変好評でした。

今後も事故ゼロを目指した入念なコース踏査や関連機関への協力依頼、職員間の綿密な打ち合わせなど、参加者の安全を最優先に考えた計画と準備を行い、子どもたちに感動を与え、たくましい薩摩川内市の青少年育成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより所管事務の全般の質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、教育総務課・学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第115号 薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第115号薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、議案綴りのその2、115の1ページをお開きください。議案第115号の薩摩川内市立小中学校条例の

一部を改正する一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、本会議で部長が説明いたしましたとおり、児童数及び生徒数の減少に対し、集団生活を通じた学習効果の向上と良好な教育環境の確保を図るために、平成29年度をもって薩摩川内市立陽成小学校、朝陽小学校、大馬越小学校及び高江中学校を廃止しようとするものございます。

改正内容につきましては、115ページの2ページにありますように、条例の別表の1小学校の表から薩摩川内市立陽成小学校、朝陽小学校、大馬越小学校を別表2の中学校の表から高江中学校の項を削るものでございます。施行日は平成30年4月1日になります。

それでは、議会資料の2ページをお開きいただきたいというふうに思います。

議会資料の2ページにありますとおり、2の現在までの経緯としたしまして、平成28年1月に薩摩川内市立小中学校の再編等に関する第2次基本方針を決定後、2月から3月までの間に閉校する4校の地元の団体から、学校統合について賛同する旨の文書が提出され、6月1日に陽成小学校再編協議会、同月の8日に朝陽・大馬越小学校再編協議会、それと13日に高江中学校再編協議会において、統合期日の基本的実行を確認し、統合前の児童生徒の交流計画、スクールバス等についての意見交換等を行ったところでございます。

今後の予定といたしまして、今回の議案を可決いただき来年の12月には、県教委宛てに廃校届けを提出し、平成30年3月に閉校式を実施する予定でございます。

学校の沿革、児童生徒の状況等につきましては、参考欄に記載のとおりでございます。

関連がございますので、申しわけございませんが総務文教委員会資料で全体の流れを説明申し上げたいと思います。

総務文教委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

総務文教委員会資料の2ページの学校再編の経緯について御説明を申し上げます。

1の薩摩川内市立小中学校の再編等に関する第二次基本方針の計画につきましては、平成26年12月と平成27年の2月に通学区域、適正規模等審議会を開催し、学校の適正規模、学校再編の

今後のあり方、学校再編第二次基本方針案の骨子案を審議し、3月8日の臨時教育委員会において、学校再編第二次基本方針（素案）を審議・決定し、同月の市議会総務文教委員会及び市議会全員協議会において、説明をいたしたところでございます。

その後、5月28日の入来中校区を皮切りに、8つの中学校区に基本方針案の説明を行い、出された意見を調整し11月18日に通学区域・適正規模等審議会において学校再編第二次基本方針についての協議を行い、同月の教育委員会定例会において、各校区での説明会の状況をもとに基本方針案について審議をいたしました。また、総務文教委員会及び市議会議員全員協議会において説明を行い、さらに、12月25日の教育委員会定例会において、教育委員会として学校再編第二次基本方針を決定した後に、平成28年1月の8日に薩摩川内市立小中学校の再編等に関する第二次基本方針を策定したところでございます。

先ほども議会資料でも御説明申し上げましたが、再編を予定する高江中学校区、陽成小学校、大馬越小学校、朝陽小学校には、ことしの1月から2月にかけて基本方針説明を行い、その後、各校区からの再編の要望書が提出された後に、6月に3地区で学校再編協議会を開催し、3ページの2の再編準備にかかる協議状況にあるように、統合の時期、学校名、校歌、校章、制服の取り扱い、PTAの取り扱い、通学方法等を確認しましたは協議したところでございます。

なお、3の小学校・中学校条例の一部改正提案時期につきましては、①の統合地域の4小学校を東郷小に統合する条例の改正につきましては、ことしの3月議会で議決していただいておりまして、今回の条例を議決していただき、改正条例が施行されると、休校中の鹿島中を除いた現在の48小・中学校から、東郷の4校が来年4月に統合されたのちに、平成30年4月1日には、27小学校、13中学校の計40小・中学校となる予定でございます。

また、3ページの③の東郷小と東郷中の再編による義務教育学校の設置に関する条例改正の提案につきましては、建物予算等について審議をしていただく平成29年3月議会に条例改正案を提出する予定といたしているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようにお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（佃 昌樹）資料の学校統廃合関係についてなんですが、小規模校は小規模校なりのよさがあつて、そこに赴任をして来る先生方というのは、割と教科に精通している先生方が赴任されます。

規模が大きくなると、どうしたって学級編制が毎年度変わってきますから、期限つきとか、それから臨時とかそういう若手もいますけれども、年な方もいらっしゃいますが、再任用の方とか、再任用はいいんですけども、若い期付きとか、やっぱり臨時採用とかそういう方々がふえてくる可能性が大いにあると思うんです。国も教員定数をふやそうとしてはいるんだけれども、なかなか人間が減る、生徒が減る鹿児島県に振り向けてくれない。そういう状況があると思います。

そこで、統廃合の難点といいますか、やっぱり薩摩川内市は学力向上もうたっているんです大きく。そうすると、私の経験からして、私、野田中におったんですが、教育長にこんな言つた。学力向上するんだったら、3年間新採とらないでくれと。そしたら確実に学力向上するから、そういうふうにやつた。そのとおりになりました。

だから、やっぱりベテランの先生方と言いますか、ベテランで構成をされた職員集団でやると、ある程度やっぱり学力は伸びるんです。

しかし、やっぱり経験不足というのかな、そういう方々が多い学校というのは、どうしたって学力向上を望めない部分が出てきます。そういうことが心配なんです。

片方では、学力向上をうたいながら、片方では職員の構成がそうなっていないというハンデキャップが出てくるといったような状況になるんじゃないかなと思いますが、その辺の教育行政全般ですから、人事に対してただそれぞれA、B、Cを回せばいいといったような、そういうものじゃなくて、やっぱり各々の学校が最大限の学力向上が図れる職員体制、教員体制を目指すべきじゃないかなというふうに思います。

一番心配しているのはそこなんです。統合はいいけれども、大きくなれば学力が確実に伸びるということにはなりませんよと、こういうことです。そのところは、やっぱり教員の人事配置と関係

がありますから、よくよく検討の上にも検討を重ねてもらいたい。

そうじゃないと、お互い学びあいとか何とかって教育長はよく言うけれども、それはそれでいいんだけども、目指している学力向上というものがなかなか届かないという、そういう心配もありますので、これそうしていただきたいというこれは要望なんです。私の経験上からの要望ということを受けとめていただければありがたいと思います。別に回答は要りません。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）これは、本会議で委員長も取り上げられた問題ですが、今、平佐西小学校が大変な混みぐあいだということで、それで、今、校区外の通学を認めていらっしゃると。平佐東小学校と川内小学校、それで、これまで当局がこの校区外の通学を認める理由というのは、まず何でしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）平佐西小学校からの弾力化の取り組みということで、平佐西小学校が非常に児童数が多くなっていると、1学級数の数も多いということでできれば川内小学校、それから平佐東小学校のほうに児童数が減っていますので、そこに行っていただける方に行っていただきということで取り組んでいることですが、現在、川内小学校へは11人、それから平佐東小学校へは10人、この弾力化を利用して子どもたちが通学しているという状況です。

ただし、平佐西小学校の学級編制の関係もありまして、全て認めて平佐西小学校の学級減につながるとか、そういうことがないように配慮はしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）保護者が校区外の通学を希望するという、その理由はどういう理由なんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）代理のほうが担当していますので、ちょっと保護者の意見等を説明します。

○課長代理（堀切良一）保護者の希望としましては、多いのは大規模校に不安があるとう方が多いようです。あと、保護者の通勤に都合がいいからという理由もあるようです。

以上です。

○委員（井上勝博）今、多いのが大規模校に不安があるということで、子どもたちもよく聞くのは、小規模校であれば、一人ひとりが学校の主役になるんだけど、大きな学校だとおとなしい子はそのまま目立たないで、ずっと6年間いるっていうことで、小規模校に行った、特認校で行った子どもたちが何でもしなくちゃいけないから大変だったけれども、自分が成長したのを感じたとかっていう感想などを言ってて、やっぱり小さな学校の意味があるということだと思うんです。

それで、当局にしても、あまり平佐西小学校が混んでしまうと困るなど、平佐東小学校が小さくなるのも困るなという理由だし、保護者も大規模校ではなくて、小規模のほうがいいなという希望があって、これが一致したからこれを校区外通学を認めているということになると思うんです。

そうすると、当局のほうにも理由があるということで言うと、この本会議で委員長が言われたように、なぜ、スクールバスを出さないのかということが、やっぱりどうなのかなと。保護者だけの理由じゃなくて、当局の側も理由があるわけですが、スクールバスを出して、保護者の負担を軽くする。保護者でも平佐東小学校の小さい学校に行かせたいけれども、勤務上の関係で子ども送り迎えは不可能だという方もいらっしゃると思うんです。

そういう方々はできないけれども、少しそういうことの通学の工面がつく方は送って行けるというでは、やっぱり不公平もあるんじゃないかと思うんですけど、このことについては、検討されてはいないんですか。

○教育部長（中川 清）まず、先ほどの佃委員の質問にも関連しますけれども、委員会資料の3ページに一番下のほうに、再編後の学校が記載してございます。

4つの小・中学校再編後、東郷小、高来小学校、入来小学校、中央中学校に行くわけですけども、再編した後、この学校のほうがクラスがふえるということにはございません。

私どもとしましては、3つの小学校、一つの中学校の複式学級か、これの状況等を踏まえて解消したいというのが第一の目的でございました。

次に、これまで特認校制度も本市でもとってきたわけですけれども、こここの少子化の状況からここを続けている部分について、子どもたちに対す

る先ほどありましたように、学力の向上というものを踏まえても一定のこれまでの成果があったにしても、今後の状況を踏まえると非常に厳しいということで、特認校制度については、藤川小学校と東郷小学校に統合する3つの小学校に限っての特例は残しましたけども廃止をしてございます。

次に、川内中央中校区については、一つには先ほどありましたとおり、児童数がふえている平佐西小学校のそのすぐ近くに2クラスが1クラスになりつつある、厳しい状況の川内小学校もあるということで、ここは從来から通学区域の弾力化あるいは区域の見直しについても、いろいろ進めてきたわけですけども、非常に難しいところもありますして、ここは弾力化で整理をしたところです。

あわせまして、平佐東小学校についても、同じ中学校区であればそういった特例も認めようということで、この制度設計をしてきましたので、一応繰り返しになりますけども、特認校制度は一応廃止をしたと。その中の特例として、同じ中学校区の特例でやっているので、ここについての新たな支援制度というのは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）ただ、当局にしてみれば、あまり平佐西小学校が混み合い過ぎている。私なんかは樋脇小学校・市比野小学校なんで、同じように卒業式があるときには、樋脇・市比野に行くわけです。だから平佐西小学校の状況というのは聞くだけなんだけども、子どもたちが通るだけでも大変だと。保護者も大変な混み合いだと、駐車場スペースも大変だということはよく聞くわけです。

ですから、幾らかでもそれを緩和するということが、当局側の都合としても必要であるということでおやつてるわけですから、そういう通学を認めるっていうことであるならば、スクールバスを出すなりして、保護者の負担を軽くするっていうことについては、何ら、何かな、その特認校制度の廃止との関係で矛盾はないんじゃないかなと。特認校を理由にされてるんだけども、私はちょっとこう理解できないところです。恐らく保護者も、特に平佐東の関係の方からの話だと、そういう要望を出してるんだけども聞いてくれないということなんです。要望は出されたのは知っていますが、平佐東からは、平佐東のコミュニティ協はどうで

しょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）承っております。

○教育部長（中川 清）制度設計がまず違うということを御理解をいただきたいと思います。

要は、特認校の制度については、制度としていわゆるバスの送迎つきでこういった制度をつくりましたと。一方で、平佐西小のいわゆる中央中学校区内の小学校の平佐西小の弾力化、通学の弾力化というのは、これはあくまでも通学区域の特例として認めておりますので、その場合は、保護者の申し出で、保護者の責任としてやられる場合は認めますという形の制度設計であるということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（井上勝博）だから、保護者の側の希望っていうものもあると。しかし同時に、学校側のというか、教育委員会としても、余り平佐西が混み過ぎているということについての、それを緩和したいという思いもあるということで、両者がいわばかみ合ったから校区外通学を認めているんだというふうに思ったんです。

そうならば、お互いの利益のためにもそのスクールバスを出す、もちろん学級編成が難しくなるとかちゅう問題も、希望者がどんどん出て、学級編成が難しくなるとかっていう話もあるかもしれませんけれども、ただ、今の平佐西の混み方は異常だというふうに聞いてますんで。たった10人とか20人とか通学外を認めたからといって決してよくなってるんじゃないんじゃですか。焼け石に水状態じゃないんでしょうか。

だから、特例でやられてるわけですから、特例でスクールバスを出して、平佐東も喜ばれるわけですよ、そういうことであれば。だから、お互いに利益になることなんですから、誰もそれで文句言う人いないと思うんです。特認校の学校が何か文句言ってくるかな。うちはバスも出さないでいるんだというふうなことで、そういうのはないと思うんです。検討いただけることできないですか。

○教育部長（中川 清）委員会資料の2ページのほうに、小・中学校の再編2に係る第2次基本方針の経過としまして、この中で、川内中学校校区8月5日、ここは平佐東小学校を対象としての説明に参りました。ただ、平佐東小につきましては、やはり自助努力として学校再編ではなくて、学校を守りたいというお気持ちもありましたので、

今回の分からは外してございます。

一方で、この平佐西小の弾力化については、当初駅西側の部分についての川内小学校への区域変更というのを検討したんですけども、ここも非常に厳しい御意見もいただきまして、なかなか難しいと、そういったこともありますし、保護者の判断で希望される場合については、受け入れますよという制度設計をしたところです。あわせまして、同じ中央中学校の状況によって保護者の判断で通学を希望される場合については、平佐東小へも認めましょうということでつくってまいりましたので、従来からの経緯を踏まえまして、今、委員の見直しについては難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）済みませんけど、見直していただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○委員（福元光一）二つだけお尋ねいたします。

今、井上委員のほうから平佐東の小学校も生徒数が少なくなったら困るという認識で当局もそういうことをやったんじゃないかなっていう、その点は肯定しますか否定しますか。

○教育部長（中川 清）制度設計の手順になりますけれども、当初、私どもとしましては、前提としては、平佐西小の過密化区の改善ためには、川内小学校の状況を踏まえて、前提は平佐西小と川内小学校ということでの進め方を当初検討してまいりました。ただ、経緯の中で、地域からも平佐東小からも校区からもそういう意見も出ましたので、それであれば、平佐西小のほうの保護者等が希望される場合は、同じような仕組みの制度設計に特例として認めることでいいんではないかという議論で今の制度をつくったと。

ですから、最初から平佐東小まで入れた制度設計ではなくて、当初の部分は、平佐西小と川内小の状況を踏まえた議論から広げて、平佐東小のほうから意見が出てきたので対象を拡大したということでございます。

○委員（福元光一）それでは、当局は困ることになるからというて率先してなんじゃなくて、地元から意見が出てきて、そういう方向にやったということで認識しておきます。

それから、今まで総務委員会のほうでいろいろこの問題はもんできた経緯がありますし、私も今

まで委員会の経緯を認識しておるところなんですが、この過密度というのをの解消は、小学校敷地を広げるということがちょっと難しくて、今の現状ではそうだと思うんですけど、また、何年かしたとき、10年、15年したときに、児童数は少なくなるっていうニュアンスもあったかと思っておるんですが、やはりその時期を考えて、例えば、平佐西小学校をそっくりどつか広いところに移転するとか、もしくは、周りの民間の土地を買収するとかって、そういう考えは今のところないわけですね。

○教育部長（中川 清）天辰地区の区画整理のときに、平佐西小学校のいわゆる土地の問題もあったりしまして、校区の移転というのもも検討しましたが、いわゆる区画整理上の課題、問題点も大きいところもありまして、ここは断念した経緯もございます。

今ほど委員のほうからございましたとおり、今現在は児童数がふえてる状況もありますが、今後10年の境にして、また児童数が減ってくるという状況もあります。ですから、抜本的な対策としては、やはり通学区域の見直し、特に、駅の西口地区、ここはマンションもかなりふえてきておりますので、この見直しというのは喫緊の課題であるというふうには認識をしておりますが、ここもやはり地域の皆様方の、いわゆる、旧平佐村からの御意見というのをいただいておりますので、それを改善するために今回の弾力化というものをつくったところです。

ですから、課題として、今後の議論としては、引き続き、西口地域の通学区域の見直しの問題については、引き続き検討すべき事項であるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）全員の皆さんに申し上げます。

議案の115号のことについて質疑をお願いいたしたいと思います。よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しております議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、教育総務課分について御説明を申し上げます。第4回補正予算の予算に関する説明書の46ページをお開きください。

歳出につきましては、10款1項2目事務局費、事項、事務局管理費につきまして、599万3,000円を増額補正するもので、内訳といたしましては、委員等報酬は休職及び病休代替等の嘱託員雇用15ヶ月分の増額、それと給料等の人事費につきましては、4月の人事異動に伴います職員給の調整が主なものであります。

次に、47ページをお開きください。

2項1目小学校管理費、事項、小学校管理費について427万7,000円を増額するもので、給与等の人事費等は4月の人事異動に伴う給与費の調整が主なものでございます。

備品購入費につきましては、水引地区の在住の方から、水引小の子どもたちの図書購入に活用してほしいとの申し出がありまして、寄附を受け、備品購入費3万円を計上したところでございます。なお、財源調整といたしまして、補正額の財源内訳の欄の国県支出金872万6,000円の減額につきましては、電源立地地域対策交付金の財源充当の減額分でございます。

2目小学校教育振興費、事項、小学校扶助費について、491万6,000円の増額補正については、主なものは備品購入費で寄田・滄浪地区の児童生徒送迎用の定員29人乗りのマイクロバスをへき地児童生徒援助費等補助金を活用し購入するもので、委員等報酬の減額は、ことしの4月から旧吉川小学校区内に児童がいなくなったことに伴いまして、統廃合による城上小学校への送迎する

スクールバスのコースがなくなり、月額雇用のスクールバス運転業務嘱託員の報酬を減額するものでございます。

次に、48ページをお開きください。

3項1目中学校管理費、事項、中学校管理費について、41万円の増額補正は、職員手当等の人事費につきましては、4月の人事異動に伴う給与費等の調整が主なものでございます。備品購入費につきましては、水引地区の在住の方から水引中の生徒たちへの図書購入に活用してほしいとの寄附金3万円と限之城地区在住の親子で南中の生徒のために活用してほしいという寄附の10万円分を備品購入費へ計上したものでございます。

なお、財源調整として、補正額の財源内訳の欄の国県支出金399万5,000円の減額は、電源立地地域対策交付金の財源充当の減額分でございます。

次に、49ページをお開きください。

4項1目幼稚園管理費、事項、幼稚園管理費について、210万5,000円の増額補正は、給与等の人事費については、4月の人事異動に伴う給与費等の調整分でございます。一般賃金の増額がございますが、これにつきましては、幼稚園教諭の補助をする幼稚園補助員を100日分増額するものでございます。また、消耗品費の5万円につきましては、亀山小学校が読書活動の啓発、推進のために公益財団法人日本教育公務員弘済会に絵本購入の助成金の申請しております、これが採択されたことに伴いまして、絵本を購入するための経費を計上してございます。なお、財源調整といたしまして、補正額の財源内訳の欄の国県支出金278万7,000円の減額は、電源立地地域対策交付金の財源充当の減額分でございます。

その下の2目幼稚園教育振興費、事項、幼稚園扶助費について603万8,000円の増額補正は、かのこ幼稚園へ通園する長浜地区の幼稚園児を送迎するスクールバスの運行の効率化を図るため、現在3台でマイクロバス運行を、幼稚園専用バス定員幼児39名乗りのバスを1台購入することで、1台で運行することができるようになります。

続きまして、歳入でございます。

歳入につきましては、予算に関する説明書の11ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金1節小学校費補助

金のへき地教育整備補助金の314万円は、へき地教育振興法に基づき、寄田小学校、滄浪小学校の水引小学校への学校統合により、スクールバスを購入する経費の2分の1の補助を受け入れたものでございます。

14ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金1節教育費寄附金の16万円は、小学校費寄附金と中学校費寄附金でありまして、歳出でも説明いたしましたとおり、水引地区と隈之城地区の在住の方が、水引小・中学校と川内南中学校の児童生徒のために活用してほしいとのことで寄附をいただいたものでございます。

次に、17ページをお開きください。

21款5項4目雑入1節雑入の日本教育公務員弘済会読書活動啓発推進助成金の5万円は、亀山幼稚園の読書活動の啓発推進するための助成金をいただいたものでございます。

以上で教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設整備室分につきまして御説明申し上げます。

予算に関する説明書の47ページをお開きください。

歳出につきまして、10款2項3目小学校建設費、事項、小学校諸施設整備事業費の780万円は、小学校6校への特別支援学級等ヘシャワー室を整備するため、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、48ページをお開きください。

3項3目中学校建設費、事項、中学校諸施設整備事業費の650万円は、中学校5校への特別支援学級等ヘシャワー室を整備するため、工事請負費を増額補正するものであります。

以上で、学校施設整備室分について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（熊野賢一）それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明いたします。予算に関する説明書の46ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費、事項、教育育成費247万3,000円の増額は、幼稚園や小・中学校で学習障害や発達障害等のため、特別な支援を

必要とする園児や児童に対して、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員4名を増員配置するために必要な経費の増額補正を行うものでございます。

続きまして、51ページをお開きください。

6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費120万7,000円の増額は、平成28年4月の人事異動に伴う職員給与費等の補正であります。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

よろしいですか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△陳情第14号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分1復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情

○委員長（持原秀行）次に、陳情第14号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分1復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については配付してありましたので朗読を省略をいたします。朗読を省略いたします。
(卷末に陳情文書表添付)

なお、本陳情は、前回6月定例会で本委員会に付託されたものと同じ件名でありますが、陳情者が違っております、また、学校統廃合によらない複式学級の解消等の記載がないことをあらかじめお知らせをしておきます。

それでは、当局から本陳情について何か補足説明がありましたらお願いをいたします。

○教育部長（中川 清）ございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

それでは審議を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はあります

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 継続審査の声はありませんので、これより討論採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本陳情は趣旨を良とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。なお、意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので御了承を願います。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○教育部長（中川 清） ございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 浩みません。しつこいようで申しわけないです。先ほどの平佐西小からの平佐東へのバス導入についてなんですが、制度設計がそうなってるからできませんというお話ししか聞こえなくて、不都合は、制度設計から外れると何が不都合が起るんだろうって、制度設計見直しをすればいいんじゃないのっていうふうに思うんです。だから、当局にとって不都合っていうのは何があるんですか、その予算かかるとかっていうのはあるかもしれませんけども、そんなにたくさん予算かかるもんでもないんじゃないですか。

○教育部長（中川 清） 通常は居住地の学校に通学をするというのが原則です。この特例として、保護者の申し立て、例えば、これまでの経緯であったり住宅を新築するまでの間とか、いろんな理由があるわけですけれども、その間に特例として、その違う学校に行かしてくれという御意見に基づいてそれを認めているわけです。で、どういうことが起きるのかと言いますと、その同じ制度の中で平佐東小学校について認めるかどうか、それを認めるかどうかっていうのは、一番最初のその特例の是非まで議論すべきだというふうに考えております。

ですから、通学区域の特例として行くほかの、例えば川内小学校からほかの地域に行く親御さんもいらっしゃるわけですので、そういうことも含めての答弁だというふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（井上勝博） ほかの学校にも影響があるというお話、そういうふうに聞いたんですけども、平佐西については、もう誰もが思うように過密化していると。それで、そのことによる対策がなかなかうまくいかないということは、誰もが認めることでもあるわけです。

だからそういうことで、ほかの学校から、うちもさしてくれっていう話があったときに、それほど過密かどうかということで考えればいいことだと思います。やっぱり保護者にとっても希望者がいる。学校側にしてみても、何らかの制度設計の考え方を工夫すれば、スクールバスを出すことは可能なんじゃないかなと、そんなに難しいことじゃないんじゃないかなと思うんです。そこが何か理解に苦しむところで、希望者が多くなるということについての不都合はないっていうふうに言えますか、希望者が多くなるから困るっていうことはないでしょう。どうなんでしょう。

○教育部長（中川 清） 先ほどから説明いたしているとおり、通学区域というものがあって、それを変えて特例として行かす場合については、その経費については、保護者のほうの負担で行っていただくという原則がありますので、これに基づいて今進めていると。ですから、先ほどから委員のほうからいただいている御意見については、本日お伺いしましたし、先ほどからございますとおり、本会議の一般質問等でもございますから、これについては御意見としていただいて、検討すべきところはしていくということでございます。

○委員（井上勝博） 特例という言葉があるわけですので、原則があり、そして特例もあるわけですから、ぜひ前向きに検討していただいて、これで平佐西の過密の状態が幾らかでも緩和されるということになればいいことだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（徳永武次） 1点だけ教えてください。夏季休暇中に耐震の整備をされたのが5校ぐらいなかったですか。もう全部終わったんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）本年度5校を予定しておりましたけど、国の内示がまだちょっと待つ状態でございまして、現在のところ行っておりますのが、永利小学校の校舎と、あとそれと、隈之城小学校の屋体を現在やっておるところでございます。ほかについては、現在のところ内示待ちでございます。

以上です。

○委員（徳永武次）もう、全て工事は終わったんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）隈之城小学校につきましては、工事中でございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（帶田裕達）この総務文教委員会資料の3ページの2番のオ、跡地の利活用について、別途関係地区と直接協議することを確認。これは関係地区と教育委員会で協議されるんですか。それともどこかほかの課が対応するのか。将来的にはほかの財活とかいろいろ絡んでくるんでしょうけど、それまでは教育委員会で関係の地区と、その地区と協議して利活用については協議するという理解でよろしいですか。

○教育部長（中川 清）跡地の利活用につきましては、これまでの経緯もございますので、本会議で代表質問ございましたとおり、全体的に議論としては市長事務局の財活で、財産活用推進課で制度する、新たな制度設計をするというふうにいたして、今その協議を鋭意進めているところであります。

こここの協議については、これまでの経緯もございますので、教育委員会と財産活用推進課と一緒に参りまして、意見交換会をするということで予定をしております。

以上でございます。

○委員（帶田裕達）それはそれでありがとうございます。

それと、長期休暇明けに、いろいろ子どもたちが自殺とか全国的にあるわけですが、本市、その長期休暇明けにそういう話とか、何か課題、問題とか何か上がることはありますか。

○学校教育課長（熊野賢一）9月1日が非常に子どもの自殺が多い日ということで、教育委員会学校教育課としましても、夏休み中の、夏休みの終わりには、各学校それぞれの子どもたちに声か

けをするように通知をしたところでございます。現在9月1日始業式が終わりましたが、今のところそういった状況の報告は受けていないところでございます。

○委員（帶田裕達）十分配慮してください。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に中央図書館の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは審査を一時中止しております議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）それでは、中央図書館の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の50ページをお開きください。

10款5項4目図書館費では、104万8,000円の減額補正を行うもので、補正の内容は、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

以上で説明を終わります。審査方よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○中央図書館長（本野敬三）今回は特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
以上で中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△文化課の審査

○委員長（持原秀行）次に、文化課の審査に入ります。

議案がございませんので、所管事務調査を行います。まず当局に説明を求めます。

○文化課長（村岡斎哲）それでは文化課所管の第18回薩摩国分寺秋のタベ及び第7回薩摩川内はんやジュニア大会の開催について御説明申し上げます。

総務文教委員会資料4ページをごらんください。

まず第18回薩摩国分寺秋のタベについてでございます。

この事業は、史跡公園として整備されております薩摩国分寺跡史跡公園で舞台発表や芸術鑑賞の機会を広く市民に提供することで、地域文化の振興を図り、さらには、薩摩国分寺跡史跡公園の史跡を身近に触れることにより、文化財に対する造詣を深めることを目的に開催するものでございます。

開催日は、10月7日金曜日で、時間は19時から、場所は薩摩国分寺跡史跡公園でございます。出演者につきましては、資料に掲載してございますが、霧島神楽振興会など4団体でございます。当日は、薩摩国分寺秋のタベのシンボルでもありますキャンドルアートを市内ボランティア団体、育英・可愛の地区コミ会員、市職員など延べ250人余りの御協力で5,000個のキャンドルアートを作成する予定でございます。芸術の秋のひとときを堪能してみてください。

続きまして、第7回薩摩川内はんやジュニア大会についてでございます。

この大会の目的につきましては、資料に掲載してあるとおりでございます。昨年は、第30回国民文化祭の一つとして開催をいたしました。開催日は、10月29日土曜日で、時間は12時から、場所は川内文化ホールでございます。

出場校につきましては、資料をごらんください。また、資料には昨年の順位等も参考までに記載してございます。子どもたちが日ごろの練習の成果を一生懸命披露しますので、ぜひごらんください。

以上、第18回薩摩国分寺秋のタベ及び第7回

薩摩川内はんやジュニア大会の開催についての説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）ジュニアはんやの件についてなんですが、実は、石塚教育長の時代に私のほうから提案をして、稚内の南中学校ちゅうどころが非常に荒れた学校で、そこがロックのきいたソーランをやることによって、荒れがなくなって全国大会までのステージに上がっていったんです。そういうものの映画もありましたから教育長も見てやったんです。

なぜそんな提案したかというと、当時中学校かなり荒れていましたから、運動会が済むと中学校3年生は受験までに落ち着かないんです。受験にはぱっと切りかわらない。そこで、もたもたもたもたして若いエネルギーをどこでどう発散していくかっていうことで、実際はなかなか発散できないという状況があったんです。

そこで、その稚内の南中のビデオやら大阪でやっているメチャハッピー祭というのがあるんですが、それやらそういう子もたちの踊りを夏休みにビデオ撮って小・中学校の校長さん方に流してやったんです。当初は中学生も参加していたんです。いつの間にか小学生だけになってきた。当初の目的は、若い連中がその運動会が終わってこれから何しようかというときにプラプラしとるんじやなくて、何かに、受験までの間のいとときですから、打ち込む、そしてエネルギーをきちんとそこで発散していくといったような、そういう趣旨が含まれていたんです。だけどいつの間にジュニアになってしまっていた。中学校で指導者がいないというのも確かですし、参加者を募ってもなかなかだろうとは思うんですが、その辺、なくなった経緯というのはわかっていますか。

○文化課長（村岡斎哲）なくなった経緯につきましては、十分把握できておりませんけど、確かに委員が言われるように、ここ最近、10校程度小学校のみになっております。委員が言われる当初の目的から行きますと、小学校だけではんやジュニアではございませんので、今年度の年度末に各学校の担当する担当者が集まる会がございますので、そういうところで説明をいたしまして、

ぜひ29年度は小学校も今以上に、また中学校もぜひ参加してもらうようにお願いをしようと思っているところでございます。

ここ数年は文書のみの通知でございましたので、今回は改めてまたもう一度原点に戻って、きちんと説明をしたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）その際、説明の際、やっぱり強制をしないように、自主的に、本当に楽しめる自主的な参加ということでやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにはありませんか。

○委員（福元光一）薩摩国分寺秋の夕べってあるんですけど、国分寺に五重の塔を建てたならという声も、ちまたにありました。それで、やはり薩摩川内市、観光にも力を入れているし、やはり新幹線の中から見ても大きな五重の塔をつくったら、あそこには何かあるなということもわかるし、寺山公園も昔はお寺がたくさんあったっていう話もございます。今回18回ですから、第20回つていいたら20年を節目に、やはり目標、計画を練って五重の塔とは言いませんけども、できたら五重の塔ぐらいの大きな、それは億近いお金も要るかもしれませんけど、そういう計画も練つてみる必要があるのではないかと思っております。

市民の去年のこの秋の夕べの場合は、やはり——おとどしだったですかね——国民文化祭があつていろいろ弾みました。やはりこの経過を踏まえて、薩摩川内市には国分寺跡っていうのがあるよっていう市民にまず知らしめるためにも、シンボルとなる五重の塔ぐらいは建設してもこれから先無駄にはならないんじゃないかなと思いますので、一応計画を実施できるような方向に進んでいただきたいと思うんですが。

○教育部長（中川 清）国分寺跡は国の史跡の指定になっておりますので、仮につくるとなりますと、文化庁との協議をしながらつくるということになります。

ですから、国の史跡に見合った、いわゆるその五重の塔がどうであったかという検証、それから、そのつくり方についてもそれなりのといいますか、相当の覚悟が要ると。ですから、簡単に言いますと、ざつとした数字ですが、恐らく10億円ではできないと思います。だからそれだけの覚悟が、

今現在要るのかってなった場合に、他方では今度は同じ史跡になりますけれども、清色城の跡といったものもたくさんございますので、今後の手順としては、そういう大事な史跡等を持ってる中で、どこから先に進めるのかというのはまた検討いたしますけれども、今すぐにその計画をつくるというのはちょっと難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（福元光一）部長サイドではそういう、市長サイドでもそうかもしれませんけど、やはりこの20年近く続いてきたこの行事っていうか、秋の夕べっていうて、恐らくみんな参加される方は、ただ楽しむだけじゃなくて意義深いものだと感じておられますから、やはり難しいことをやるのが、やりがいのある問題じゃないかと思っております。

今回、我々も市長もまた選挙もございますから、やはりそこで一区切りして、一踏ん張りして、計画を練つて、必ずやってみようかという気持ちで計画を練つていって、どうしてもだめだったら、もうちょっと先延ばし、先延ばしになりますけど、やはり20回目ぐらいというような感じでやつたらできると思いますから。10億円あっても20億円あっても、やはりその資金集めはまたいろいろな方法があると思いますから、ぜひ私は建設していただきたいと思っておりますので、検討してください。答弁は要りません。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で文化課を終わります。御苦労さまでした。ここで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時19分休憩

~~~~~

午前11時33分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）再開します。

---

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）次に、総務課の審査に入ります。

---

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋） お世話になります、総務課でございます。総務課の補正予算につきまして、御説明させていただきます。予算に関する説明書、第4回補正の20ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分につきましては事項総務一般管理費でございまして、5,777万4,000円の減額となっております。減額の内訳につきましては、人事異動等によります給料、職員手当等、共済費の減額補正でございまして、再任用職員の給与につきまして予算編成時には、再任用の人数及び配置先が未確定のため、総務一般管理費に措置しておりましたが、それを配置先の給与費目へ振り替えたものでの減額。それから職員手当につきましては、退職手当に係ります総合事務組合への負担金の減。共済費につきましては、追加費用の率の減に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審議を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○総務課長（平原一洋） 所管事務調査につきまして、説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

所管事務調査につきましては、人事院勧告の概要について御報告をさせていただきます。国の平成28年度人事院勧告が、8月8日に発表されましたのでその概要を御説明いたします。

まず、月例給につきましてですが、平均0.2%のプラス改定となっております。初任給につきましては1,500円の若年層も同程度の改定となっ

ております。その他の階層につきましては、400円程度の引き上げを基本に、改定する予定でございます。

(2) の初任給調整手当についても、月例給の俸給表の改定に伴い引き上げ。なお、初任給調整手当につきましては、医師・歯科医師を対象とするもので、医師・歯科医師の新規確保が困難なことから設けられた手当でございます。

(3) の期末勤勉手当につきましては、勤勉手当につきまして0.1の引き上げでございます。期末・勤勉手当の6月期、12月期を合わせた合計支給月数につきましては、現行の4.2月分から4.3月分となります。

(4) の扶養手当につきましては、配偶者に係ります扶養手当の額を他の扶養手当と同額とし、子に係る手当の額を引き上げるものであり、平成29年度は経過措置により平成30年度から勧告どおり改定する予定でございます。

(5) でございますが、実施時期につきましては、月例給及び初任給調整手当につきましては平成28年4月にさかのぼって改定し、差額につきましては12月に支給予定となっております。

以上が今年度勧告の概要でございますが、今後の予定といしまして、国の給与法改定の動向等を踏まえまして12月議会で所要の条例改正案を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、人事院勧告の概要についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。ありませんか。

○委員（帶田裕達） ちょっと2点だけお伺いします。

まず1点目です。平成28年度地域別最低賃金時間額の答申において、鹿児島県の最低賃金は694円から21円引き上げ715円となっておりますが、この施行はもう来月10月1日からの最低賃金引き上げが発効予定となっているわけであります。現状のままではこれに抵触するんですが、本市の臨時職員等に対する対応についてはどのように考えてらっしゃるのかちょっとお答えください。

○総務課長（平原一洋） 最低賃金の改定につき

ましては、今、委員がおっしゃったとおりに715円ということの改定になっております。現在、本市の臨時職員の単価につきましては714円ということで、1円足りない状況となっております。ですので、これについては改定する必要がございますので、今、予算等につきまして財政当局とこれについてどのような対応をするかということについては検討しているところでございます。よろしくお願ひします。

○委員（帶田裕達）それに対応するということで、よろしいわけですね。

○総務課長（平原一洋）基本的には、それに対応していきたいというふうに考えております。

○委員（帶田裕達）それではもう1点、この市に勤務する臨時職員や嘱託員に対する通勤費支給については、以前から懸案事項となっております。本庁へ勤務される方々は、賃金の中から燃料代等を支出され、大きな負担となっているのが現状であります。このようなことについては数年前から当局は検討するということが、そういう答弁ばかりでありますが、なかなか進展がないように思います。現在もそういうような形で行われております。新年度からでも、早急に具体的に取り組むべき必要があると思われますが、どのような考えでいらっしゃいますか。

○総務課長（平原一洋）御指摘のとおり、嘱託員といたします通勤手当の支給につきましては、以前から要求があるところでございまして、また、その任用のあり方につきまして今現在、日置、姶良、霧島、鹿屋の各市及び鹿児島県を含めまして、勉強会を行っているところでございます。また、国におきましてもこの非常勤職員の任用のあり方に関する勉強会を発足して、本年度中に取りまとめられるという見込みでございます。このような状況でございますので、通勤手当の支給につきましても、制度としてどのように構築していくのか、国の状況と勘案しながら検討を進めまして、早急に結論を出したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（帶田裕達）今、課長の答弁にありましたように、早急に検討していただいて、結論を出していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。以上で、総務課を終わります。御苦労さまでした。

#### △秘書室の審査

○委員長（持原秀行）次に、秘書室の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。御苦労さまでした。

#### △文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）次に、文書法制室の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは議案がございませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）財産活用推進課でございます。よろしくお願ひいたします。

総務部の総務文教委員会資料2ページをお開きください。

まず、閉校跡地利活用の現状報告をさせていただきます。

1、これまでの経緯でございますが、本年4月に庁内の関係課で構成します検討部会の第1回会議を開催をし、閉校跡地利活用に関する地域向け及び企業向け支援制度の検討を開始をしております。5月25日には、閉校跡地を譲渡、貸し付ける場合の基準となる固定資産評価を開始しました。公共施設の中でも大きな施設であることから時間を要しましたが、8月末で完了しております。5月31日から所管を財産活用推進課に変更し、市長事務部局を主体とした検討体制に変更いたしました。本年度においてはこれまで4回の検討部会を開催をしております。

2番、課題、問題点等でございますが、指定避難所関係につきましては、現在の地域防災計画では大部分の体育館が指定避難場所に指定をされております。また、全ての校庭が震災時の屋外避難場所に指定をされ、仮設住宅及びヘリポート着陸地の候補地にもなっており、現在の状況では校舎が湯田小学校と高江中学校を除き利活用が可能でございます。現在、他の避難場所に変更することはできないか、防災安全課と調整をしておりますが、熊本地震もあり慎重に検討しているところでございます。施設の老朽化ですが、現在校舎の状況は良好な状況ですが、築年数が30年以上の校舎がほとんどで中には50年前後の校舎もあり、今後、施設の老朽化が懸念されるところでございます。

それから、文部科学省の財産処分の手続につきましては、補助事業で整備した学校の財産処分は、文部科学省の承認が必要であります。通常、利用する3カ月前に申請することになっておりますが、現在全国から申請が殺到し、承認まで10カ月要した場合もあったと聞いております。手続のスピードが求められる民間事業者の利活用を行う場合には、支障がある可能性がございます。なお、本市の閉校した学校につきましては、補助事業完了後10年を経過をしてございますので、補助金の返納は発生をしません。

支援制度の組織体制でございますが、特に、地

域の事業の支援策につきましては、実現可能性、継続性、採算性のある事業を実施するために、事業のメリット・デメリット、税制度や各種手続などを説明するなど、十分な職員のサポート体制が必要となります。現在の職員体制では厳しいことから、平成29年度に向けた職員体制について検討しているところでございます。

3番目が現在の利活用状況です。

4番目が今後のスケジュールでございます。現在、まだ市として支援策を決定しておりませんので、本日、詳細な内容について御説明することはできませんが、平成29年4月からの支援策実施に向けて、12月議会では支援策の説明を行いたいと、場合によっては条例改正等を提案する場合もございます。その際はよろしくお願ひ申し上げます。

次のページに、閉校学校の一覧を添付しております。閉校年度につきましては、条例廃止年度で整理をしております。築年数は、主たる校舎について建築してからの経過年数でございます。

地域からの要望につきましては、教育委員会に要望書として提出されたものの概要です。なお、湯田小学校につきましては、まちづくり懇親会での要望を記載しております。備考欄に民地とありますが、学校開校時、地域からの寄附または貸し付けを受けたもので登記がそのままとなっており、また、筆界未定の学校もあり、利活用には支障がある場合がございます。

4ページをお願いいたします。4ページでは、薩摩川内市公共施設再配置計画の策定について説明をいたします。

1、公共施設マネジメントの取り組みですが、（1）これまでの取り組み状況としまして、アですが、平成26年度に総務省から全国の自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定の要請があり、全ての公共施設の管理に関する基本方針が示されたところでございます。本市では、要請のあった公共施設等総合管理計画に加え、特に市民に関心が高い、箱物の部分を抜き出し、市民の皆様にご理解をいただくために再配置計画を別途策定することとしました。イですが、平成26年度には公共施設白書を策定し、概要版をもとに市民アンケートを実施をいたしました。回収率は27.4%でございます。（イ）ですが、これまで出前講座を実施し、延べ17回346名の参加を

いただいております。（ウ）ですが、平成28年度には公共施設再配置計画の策定に着手をしました。行政改革委員会での意見聴取は、本年度3回実施をいたします。（イ）ですが、7月には施設評価による各課ヒアリングを実施をいたしました。（ウ）ですが、8月には本土4支所管内の主要施設の現地調査を実施しました。今後、甑島支所においても実施をする予定でございます。

（2）現状の課題としましては、ア、市民アンケートや出前講座、行政改革推進委員会での御意見として「施設を減らしていくと言ひながら、今でも無駄な施設がつくられている」「老朽化が著しい支所は早急に手を打つべきでは」等の御意見をいただいたところでございます。イの施設点検の結果では、日常点検の未実施による不具合が見られました。例えば、屋上の排水口の詰まりを放置したことにより雨漏りなどでございます。

（3）の現時点の検討事項としましては、アの施設マネジメントの視点による総合調整機能と、予算要求の前に事前協議を行う制度の導入。イの集約施設の指定管理料、維持管理経費、施設使用料等条例の整理。ウ、維持しない施設の閉鎖、解体のルールづくり。エ、支所再編等の組織体制との調整。オ、施設点検による修繕費用の削減や平準化の推進等を行う必要があり、今後検討してまいりたいと考えております。

5ページをお願いいたします。2の「公共施設再配置計画」の概要と今後の取り組みでございます。

（1）は、公共施設再配置計画の概要です。特に、項目の④数値目標につきましては、公共施設の延べ床面積の削減目標を設定いたします。⑧の方策別方針では、統廃合や耐震化、長寿命化等の方針を定めます。今回の再配置計画では、基本の方針のみを定め、個別の施設の方針については定める予定はございません。

（2）の今後の取り組みですが、アの第一段階としておおむね10年間の間に旧市町村単位での集約を行いたいと考えております。平成29年度以降、旧市町村単位で、ここで個別の施設の方針を定め、地域の皆様の御意見を伺いながら進める予定でございます。イの第二段階としましては、旧市町村の枠を超えた施設の整理を図りたいと考えております。

6ページをお願いいたします。施設評価の概要

でございます。

（1）施設評価による方策分類図をお示ししておりますが、ページ中ほどにありますようにソフト面では「利用状況」「運営経費」「施設利用収入」などを、ハード面では「老朽化度」「防災拠点施設の有無」「バリアフリー」等を点数化し、ソフト、ハードともに評価が低い場合は廃止、ともに高い場合は維持、そうでない場合は改善・検討・転換に分類し、（2）の方策別方針にありますとおり、例えば、維持の場合は多機能化、改善の場合は長寿命化等の方針を定めていきます。

7ページは、総務省が要請する公共施設等総合管理計画の策定促進としまして、実施事業に対する財源措置をまとめております。例えば、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であれば、施設を集約する場合（2）アの公共施設最適化事業債が適用され、充当率90%、交付税参入50%の財源措置が図られます。イは、施設を他の用途に転用する場合で、地域活性化事業債がございます。とともに、適用期間は現時点では平成29年度までの3年間となっております。

（3）その他の地方財政措置として、アが公共施設等総合管理計画策定経費に対する特別交付税が50%です。イは、除去事業に係る地方債充当率は75%でございますが、交付税措置はございません。

再配置計画の概要につきましては、来年1月に計画案のパブリックコメントを実施する予定でございますので、12月議会で概要説明する予定しております。

以上で説明を終わります。御審査方をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今のこの公共施設再配置計画については、以前、公有財産利活用方針というのを立てられて、そこでどうするかという方針があつたわけですが、今回のこの再配置計画というのは、いわばその施設をどう統廃合するのかということなんですか。そこら辺の違いをもう少し明確にお願いしたいと思います。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 公有財産利活用方針の中では、平成23年度に施設数1,230ございました。それを財産仕分けを行い

まして、1,065の利用財産と165の処分財産に仕分けをしたところでございます。

この165の処分財産につきましては、平成25年度から平成32年度までの8年間で、計画的に処分をしてまいります。

今回再配置計画を行うのは、この利用財産とされた1,065の施設を必要な施設ということで仕分けをしたわけでございますけれども、施設が老朽化をしてまいりますので、その機能をしっかりした施設に移して、集約をしていくという考え方でございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） この1,065というのは、利活用方針のときには、この施設はどうするか、貸し付けするのか、譲渡するのかする議論がありましたよね。その1,065の一覧というのは、その利活用方針の中の計画の中に書いてあるんでしたっけ。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 利活用方針の中では、165施設の処分財産については明記してございます。1,065はちょっと書いてないと思います。

○委員（井上勝博） ホームページを見ればわかるものであれば、それは見たいと思うんですけども、そういう一覧というのがあるんでしょうか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 平成27年度につくりました薩摩川内市公共施設白書の中では、大まかに各施設用途分類ごとの施設の概要といいますか、面積とか一応掲載してございます。全てをちょっと書いたものは、まだ公開はしておりません。

○委員（井上勝博） 閉校跡地利用についてなんですけれども、寄田小学校は確かにNPO法人に貸し付けになってるけれども、実際は、私はこの人に何年か前に会ったことがあるんですけども、資金繰りがうまくいかないということで、まだ手がついてないんじゃないかなと思うんです。結局、実質的には利活用できてないと、そういうことじゃないかなと思うんですが、現状はどうなっているかということ。

それから、旧野下小学校のボイスカウトについては、うまくいってる例ということで、よくこのボイスカウトの鹿児島連盟の拠点になっているということで紹介をされるわけですけれども、地域コミとの協定は結ばれてないというふうに聞

いてるんです。結ぶ結ぶと言って結ばれていないと。結局それであんま関係がうまくいってないかのようなふうに複数の人から聞いておりまして、その辺については、財産活用推進課の責任じゃないのかもしれないんですけども、そこまでは誰がみるんでしょうか。そういうことも含めて、地域との関係で、この利活用がきちっとされているかどうかということについては、どうなんでしょうか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） まず、旧寄田小学校でございます。当初、デイサービスとそれから校舎を有料老人ホームに使うということで、議会の議決をいただいたて、校舎を無償貸し付けをしたところでございますけれども、御指摘のとおり、資金繰りが苦しいということで、NPO法人のホームページでも掲載をされておりました。ただ、現在、奥の元幼稚園のところをデイサービスといいますか、活動は始められておりますけれども、校舎の老人ホームにつきましては、まだ事業が始まっていない状況でございますが、地区コミの要望書も出された案件でございますので、しばらくちょっと様子を見ていきたいと考えております。

それから、野下小学校でございますけれども、当初、協定が必要ではないかという話もございましたが、再度地区コミのほうに確認をした結果、協定はいらないということで、地区コミのほうで整理をしたというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩をいたします。再開は13時ということでおいたしたいと思います。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） 午前に引き続き会議を開いたします。

△税務課・収納課の審査

○委員長（持原秀行） それでは次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（堂元清憲） 税務課です。補正予算について説明をいたします。

予算書、予算に関する説明書は21ページでございます。

2款2項1目税務総務費でございまして、4月の人事異動に伴います職員給与費の補正でございます。これは税務課、収納課、8支所の担当職員につきまして、給料、職員手当等、共済費をそれぞれ補正をするものでございます。補正額は、466万3,000円でございます。

同じく21ページでございます。

これは、2款2項2目賦課徴収費です。これは固定資産税の納税通知書の作成等業務委託並びに償却資産の電子申告に係るシステム改修に係る委託料でございます。補正額264万1,000円でございます。

この補正の内容としましては、2件中身がございます。一つは、固定資産税の納税通知書作成業務委託です。これは固定資産税の納税者に対しまして、現在、課税明細書と納税通知書、これを別々に送付をいたしております。これをこの課税明細と納税通知を一体化した様式といたしまして、送付するためのシステム変更を行うためのものでございます。試算をいたしましたところ、これによりまして、送付の郵送料ですが、以前よりも、毎年180万円程度は郵送料の削減が見込まれるのでないかというふうに考えております。

もう一つは、償却資産の電子申告に係る、これもシステム改修でございます。償却資産に係ります電子申告eLTAXと申しますが、これによる明細データを本市の基幹システムでございますAcrocityに一括して取り込むための機能を付加するものでございます。Acrocityのシステム改修を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○税務課長（堂元清憲） 特にありません。

○収納課長（有村辰也） 収納課も特にございません。

○委員長（持原秀行） これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（帶田裕達） 協議会に切りかえていただきたいんですが。

○委員長（持原秀行） 協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時 休憩

~~~~~

午後1時13分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。以上で、税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでした。

---

△契約検査課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、契約検査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） それでは、議案がございませんので、所管事務の調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（南忠幸） 契約検査課でございます。所管事務につきまして、総務文教委員会資料に基づき、建設工事の入札状況及び優良建設工事施工企業等の表彰について御説明いたします。

初めに、8月17日開札分までの建設工事の入札状況について説明いたします。

総務文教委員会資料の8ページをお開きください。

1の（1）が年度ごとの入札状況で、入札執行件数と平均落札率でございます。本年度は8月

17日までに、一般競争入札、指名競争入札、合わせまして79件を執行しまして、平均落札率は90.21%となっております。

次に、(2)は一般競争入札79件の工事ごとの開札状況でございます。件数、入札1件当たりの申込業者数、施工体制調査の件数のほか、記載のとおりでございます。件数欄の中の破線の部分、工事品質評価型(成績条件付)につきましては、過去に受注された本市の建設工事の成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、48件で60.8%となっております。右から4番目の欄は、入札書比較価格の90%未満の額で応札があったときに、積算内容等を調査し、落札者を決定するための施工体制調査の件数でございますが、50件で63.3%となっております。右から3番目の欄の最低制限価格による失格及び右から2番目の欄の不調は、現在までございませんでした。一番右端の欄は、同額での応札によるくじでの落札件数ですけれども、49件で62.0%となっております。

次に、9ページをごらんください。

(3)は、一般競争入札79件における予定価格の金額区分別の発注件数の状況でございます。1,000万円未満の工事が46件で、全体の約58%となっております。下の表2は、コンサル業務委託の状況で、全て指名競争入札で実施しており、業務区分ごとの平均落札率、発注件数等でございます。総発注件数が35件で、平均落札率が94.04%となっております。再入札につきましては、4件ございましたが、そのうち1件が予定価格に達せずに不調となっております。これにつきましては、その後随意契約を行っております。

次に、10ページをお開きください。

上の表3が一般競争入札の月別発注及び落札等の状況でございます。上ほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下ほうの折れ線が入札参加率で、昨年度との比較になっております。現在までの発注件数につきましては、昨年度と比較しますと、若干少なくなっている状況でございます。

下の表4は、工種別の平均落札率の状況です。2本の棒グラフの右が今年度、左が平成27年度でございます。下に平成27年度との比較がございますけれども、電気と造園は昨年度を上回っておりますけれども、その他は昨年度を下回ってお

ります。

次に、11ページをごらんください。

上の表5は、工事成績評定点の状況です。上のほうの折れ線の三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点で、実線が今年度で、下のほうの棒グラフは成績評定を行った工事の件数で、右が今年度、左が平成27年度でございます。本年度はこれまで、最高点が85.0点で、最低点は56.8点となっております。その下の表は平均点の推移ですけれども、平均点は今後件数が出てこないと全体の傾向はわかりませんけれども、これまでを見ますと、現時点では昨年度を上回っている状況でございます。

下の表6は、総合評価落札方式の実施状況でございます。予定価格3,000万円以上の工事を対象としており、今年度はこれまで6件を実施し、平均落札率は92.2%となっております。一番右に逆転件数とありますが、総合評価落札方式は入札価格と入札価格以外の様子を総合的に評価し、評価値として算出した数値が最も高いほうを落札者とする方式ですけれども、逆転は入札価格が最も低いもの以外のものが落札者となった件数でございまして、2件ございました。

次に、12ページをお開きください。

続きまして、優良建設工事施工企業等表彰について説明いたします。これは、本市が発注しました建設工事のうち、他の模範となる優良な建設工事に対しまして、施工をした企業並びに技術者を表彰し、社会的評価の向上を図り、本市における建設工事の適正な施工の確保並びに技術の向上に資することを目的としております。表彰区分基準につきましては、最優良建設工事施工企業としまして、工事成績評定点が最高点の工事を施工し、かつ同企業の当該年度の評定点の平均点が全工事の平均点以上である企業を、優秀技術者としましては、評定点が80点以上の工事に携わった管理技術者または主任技術者を、優良工事施工企業としましては、各部門で評定点が80点以上であった企業をそれぞれ表彰するものであります。

選考の対象となる平成27年度に竣工しました300件の工事の中から、評定点80点以上の工事が29件ございました。80点以上の工事が複数あった業者もございましたので、実質的には最優良建設工事施工企業1社、優秀技術者27人、優良建設工事施工企業22社を7月29日に表彰

いたしております。企業名、技術者名、成績評定点、工事名等は記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。よろしいですか。

○委員（福元光一）8ページの（2）土木一式に件数が25件で、くじが23ってなってるんですけど、くじで続けて同じ業者がくじに運よく当たるから、続けて落札されたっていうところは何件ぐらいあったんですかね。

○契約検査課長（南忠幸）課長代理のほうで答えますのでよろしくお願ひします。

○課長代理（西木場重行）くじで続けて受注された業者が何件あるかという御質問でございますが、基本的に発注の時点におきまして、同一工種の中で受注制限を設けておりますので、基本的には同日に続けて同じ業者が受注されるということはほとんどない状況でございます。また、受注制限がない場合に、年間でも数件続けて受注されるという場合はあるかと思いますが、もうほとんどないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

#### △防災安全課の審査

○委員長（持原秀行）次に、防災安全課の審査に入ります。

それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）防災安全課でございます。

平成28年度第4回補正に係る防災安全課所管の補正予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書第4回補正の45ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち、防災行政無線通信施設管理費の286万円の増額をお願いする

ものでございます。内容といたしましては、防災行政無線簡易屋外拡声子局整備工事に伴う工事請負費286万円でございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○防災安全課長（寺田和一）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）済みません。避難所における、避難するときに、ペットを飼っていらっしゃる方が避難する際に、本市ではどのようになっているのかというのをお尋ねしたいんですけど。

○防災安全課長（寺田和一）お尋ねの件でございます。

本市におきましては、平成25年7月に避難所管理運営マニュアルを作成をいたしまして、ホームページにもアップをし、市民の皆様にもお知らせをしているところです。その中におきまして、避難所におけるペットの飼育ルールにつきましても記載をしております。その際には、「特に」ということで書いてございますが、大型犬ですか、人に危害を及ぼすようなペットの場合には、現に室内に一緒に持ち込まないでいただきたいということをうたいながら、また、その他のペットにつきましては、ペットをお飼いの避難者の方に、どのような行動をとってくださいということで、広報文の案もおつけをし、また、毎年、災害対策課所長また詰所要員の皆さんに御説明をする際に、このような取り決めをしてあるので、しっかりと把握をしながら対応をしてくださいということでお願いをしております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）ペットを飼って、家族同様

にされている方がいらっしゃると思うんですけれども、実際、避難所に行った時に、ペットはダメですよということでおかの所へ行ってくださいって言われたケースがあるみたいなんですけれども、そのへんは、やっぱり、職員の中において、ペットについてはどうするのかということについては、やっぱり、教育が徹底していないということなんですかね。

そのへんが、実際、どうすればいいんですかね。このペットと一緒に避難したい場合というのは、避難所が、どこどこに行ってくださいとかってあるんですか。それとも、どこでもいいんだけれども、ペットはこうしてくださいというのがあるんですか。

○防災安全課長（寺田和一）ありがとうございます。

今、委員御指摘のとおり、避難をする際には、どの場所であればペット同伴であるとか、そういうことは、本市におきましては、現時点では決めておりません。

逆に言いますと、避難をする際には、避難する先でしっかりと管理をお願いしたいということで、避難者の方にもお願いしております。今、委員が御指摘の件につきましては、先般、避難をされたいという方が、市役所に事前に御電話された時に、私どもにも昨年こういうことがあって嫌な思いしましたということがございました。そこにつきましては、深くお詫びをしながら、今回、避難をされる場合におきましては、絶対、この地区はこの場所でないといけないということございません。避難の際に、ペットと一緒に避難される場合には、ちょっと、ペットがペットの場所におけるような玄関があるとか、そういう場所をこの中からお選びいただいてどこに避難をする。今回は、昨年のような不快な思いをさせることなくきちんと避難の対応を取らせていただきますというお詫びをしながら、今回、対応をしたところでございます。ちなみに、今回は、避難をする予定であられたのが避難はされなかったようなことも少し伺っております。

教育が足りないという御指摘でございます。

今回は、避難の対応を取る際に、現に、そこを職員のみんなにお願いしまして、今後、そのような、市民の方に対して不快な思いをさせないようにということで指示はしましたし、今後も、そこ

については徹底をしてまいりたいと思います。  
以上です。

○委員（井上勝博）一般的には、私なんかもその話を聞く前は、ペットは、やっぱり、避難所に持っていくのは迷惑だろうなというふうに思いますよね。

動物が好きな人もいれば、嫌いな人もいらっしゃる。その中に、例えば、自分のかわいがっている猫がいるから、私は避難所に行かないという人もいるかもしれませんよね。そういう人も出てくるかもしれません。あり得ることですよね。ペットがいるから、ペットが心配だから、その避難所には行かないという方もいると思うんですよ。だから、それは、単なる職員に対するペットの扱いについての啓発だけではなく、市民に対しても、ペットも一緒に避難していいんですよっていう、そういう広報は必要なんじゃないかなと。

私も、聞く前までは、どうすればいいのかなっていうのは全然知らなくて、環境省がガイドラインを出していることも、初めて、そこで聞いて、その方の言っていることの意味っていうのがよくわかったわけですけれども。

福島の原発事故に限らず、やはり、災害が起こるたびに、ペットをどうするのかという問題というのは今まで起こって、それで、いろんなペットの放し飼いになってしまったり、福島の場合は、放置されたために野犬化したり、野生化したりして、環境衛生上にも問題が出てきたりするわけですね。

だから、そういった問題を、ガイドラインがあるということについて、広く市民にも知らせて、そういった方々が避難する際にはどうすればいいかということを教えて、広報していただきたいというふうに思うんですが、そのへんについては何か考えございますか。

○防災安全課長（寺田和一）御意見いただきましてありがとうございます。

委員が御指摘のとおり、まだまだ広報が足りないようでございますので、これにつきましては、また、機会を捉えて、市民の皆様にもお伝えしたいと思います。ただ、一方的に、ペットを連れて避難はOKですよということではなくて、避難をする際には、このようなことも気をつけてくださいということも添えながら、PRはしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）この避難マニュアルの中にも、災害が起こった時に、飼い主は、ペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべく対策についての意識を持ち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努めなければならないというふうに書いてありますので。これはこのとおりだと思いますので、日ごろから、ペットと一緒に避難する際にはどうしたらいいかということは広く知らせていただきますようにお願いしたいと思います。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより質疑に入れます。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局でございます。

第4回補正予算について、歳出について説明いたします。ページは23ページになります。

今回については、人事異動及び共済負担金の財源率の引き下げに伴う給与費の補正額を計上したものでございまして、2款4項1目選挙管理委員会でございます。説明欄の選挙管理委員会費の給料、職員手当と共に310万3,000円の増額であります。

以上で、今回の補正についての説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査を行います。当局から報告はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入れます。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ニュースサイトハンターという記事があって、そこで、この間の知事選についての原発立地の薩摩川内市、副市長二人が知事選で選挙運動という記事が載っておりまして、ある方から、選管での見解というのはどういうものなのかということを聞いておいてほしいと言われまして、それで、これについて、記事は御存じですか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）見ました。

○委員（井上勝博）この中に、地方公務員法は、政治的行為の制限の中で、職員は、特定の政党、その他の政治的団体または特定の内閣もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、または、これに反する目的を持って、あるいは、公の選挙または投票において、特定の人、または、事件を支持し、または、これに反対する目的を持って、次に掲げる政治的行為をしてはならないとしています。

この一般職の地方公務員に政治的中立を要求していると。副市長は、特別職の公務員であるために、同法違反には問われないものの、法の趣旨に反するというふうに言っているんですが、これについては、選管はそういうふうなことが言えるということなんでしょうか。そこらへん、ちょっと、見解を。

○委員長（持原秀行）協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時39分休憩

~~~~~

午後1時43分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）ほかにはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。
次に委員外議員の質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。
御苦労さまでした。

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入ります。

議案がございませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子）特にございません。
○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入れます。御質疑願います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

議案がございませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入れます。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
以上で、公平委員会事務局を終わります。

△監査事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、監査事務局の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）それでは、補正予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書第4回補正の25ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費において、職員給与費を294万2,000円増額しておりますが、これは4月1日付の人事異動に伴うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入れます。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、予算に関する説明書、第4回補正の19ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費で、補正額の976万4,000円の減額は、人事異動により、職員が1名減となったこと等に伴います職員給与費の減額であります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財政課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の補正予算につきまして、歳出から御説明いたしますので、第4回補正予算書の20ページでございます。

2款1項5目財産管理費であります。説明欄をごらんください。

事項、財産一般管理費において、今後の財源対策のため、前年度純繰越金確定に伴います法定積立にかかる財政調整基金積立金を実施するものであります。なお、当初予算では、繰越金の4分の1相当額を積立金として計上しておりましたが、今回の補正において、2分の1相当額の積み立てを実施することとしたものでございます。

次に、54ページでございます。

12款1項公債費1目元金であります。説明欄をごらんください。

歳出予算での補正はありませんが、今回の補正で、住宅管理にかかる一般職員給与等の増額調整

を行ったことから、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたため財源調整となつたものでございます。

続きまして、歳入になります。14ページでございます。

18款1項9目一般寄附金になりますが、市内の1団体から使途の定めのない一般寄附として5万6,000円を受け入れをいたしました。これをそのため補正するものでございます。

次に、16ページをごらんください。

20款繰越金は、平成27年度決算により確定した純繰越金について、歳出の補正の財源として、また、法定積み立て分の財源としてその一部を増額しております。

次に、18ページになります。

22款起債は、国庫補助内示及び事業費の増額に伴い、道路整備事業債及び公園整備事業債を減額し、現年公共災害復旧事業債を増額するものであります。

次に、地方債補正について御説明いたします。7ページでございます。7ページの第3章地方債補正をごらんください。

今回の補正では、道路整備事業及び公園整備事業において限度額を減額し、現年公共災害復旧事業において限度額を増額するものであります。

以上で、財政課所管の補正予算の概要の説明終わります。

補正予算書に関しまして、ここで、お詫びと訂正をさせていただきたいと存じます。同予算書の48ページでございます。

48ページ、10款3項1目中学校管理費の補正額の財源内訳の中で表示の誤りがございました。一般財源の表の欄には、427万5,000円。4、2、7、5と表記すべきところを、予算調整の際に誤って、2、8、0。28万円と表記したものでございます。

訂正に当たっては正誤表を提出させていただきたいと存じます。これは、予算書調整の際に、財政課として記載誤りをしたものでございます。

○総務部長（田代健一）午前中の教育総務課、学校教育課の審議の際に、正しいお答えのほうができるばよかったですけども、財政課のこの場所をお借りいたしまして、訂正のほうをお願いしたところでございます。精査不足でございました。まことに申しわけございません。訂正方よろしく

お願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり、可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第133号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第133号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、第5回補正予算にかかります財政課関係の内容について御説明いたします。第5回補正予算書の8ページでございます。8ページをお聞きいただきたいと思います。

19款1項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補助事業内示によります財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で、財政課所管の補正予算の概要につきまして説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり、可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）地方交付税の見直し問題です。

この見直しによって、この5年間、今まで合併してから10年間、交付税の一本算定によって減額していくことによって、財政計画の中で、市民にはそれを説明し、準備を進めてきて、人件費を削る。または、いろいろ、さまざまな削減もしてきたわけですね。

そして、この時点で、政府のほうが交付税の見直しをしましたので、準備してきたなんだけれども、幾らか緩和されたと。来年から給料が10%減るよというふうに言われてたんだけど、実際は、見直しされて3%しか減らないよということになったわけですから、家族にはそれを報告して、そういう、少し余裕ができたから、家族でみんなで旅行にでもちょっと行こうかねというふうなことがあっていいわけですよね。それはそうだと思うんですよ、私は。

だから、そういう、例えば、この5年間で、地方交付税が減るといつても、今まで減ると言っていたのが、たしか、1年間、28億円余裕が出るということで、この間、一般質問の議会でもそういうふうに言ったわけですけれど、少し、減り方が余裕が出てくるわけですけれども、この使い道で

すよね。この使い道について、どのように使おうとしているのかということについていろいろ言われているんだけども、方針としては、今、どういう方針になってきているのかをお尋ねしたいと思います。

○財政課長（今井功司）今現在、財政課といましましては、将来の財政見通しを再精査をしていくところでございます。

今現在、作業中でございまして、まず、確保できる範囲の歳入を試算をするということと、将来必要であるというであるという歳出経費の推計を各課の情報をもとに推計をしているところでございます。まだ、全体的に整理はできておりませんが、方向とすると、普通交付税については見直しどおりに見られたとして、ほかの経費の削減等もございますが、それらも踏まえて歳入については普通交付税の算定もしておりますが、全体的な方向といたしまして、財源で余裕ができたとしても、できなかつたとしても、方向とすると、長寿命化、今現在、保有しております社会インフラの長寿命化ですね。それを、ずっと、長く使用できるような長寿命化対策経費が必要であると考えております。

また、社会保障経費も、国としてもどんどんふやしていく方向と見られておりますので、財源がどこにシフトするかというと、その長寿命化対策と扶助費の経費増大に対して財源的にはシフトしていくんではないかという感覚的なものでございますが、今現在はそのように感じているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）自治体の仕事、地方自治法によると福祉の増進というのが、まず、第一ということを考えていただいて、今、扶助費ということでおっしゃいましたが、この扶助費をあまり削らないように、今まで削ってきたわけですから、それを補てんするような財源として使っていただくようにお願いしたいと思います。

○財政課長（今井功司）御意見をいただきました。

市としても、扶助費、社会保障経費については、もう可能な限り確保したいと。確保していくべきだという経費として捉えておりますので、そのような考え方を持ちまして、観点を持ちまして、財政運営を今後も図ってまいりたいと考えているところ

ろでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにはございませんか。
〔なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。
委員外議員の質疑ありませんか。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。

1点、活性化基金を含めた本市のさまざまな政策に対する投資のあり方というのを、財政を見ておられる財政課、あるいは、総務部できちんと費用対効果という考え方をもっと取り入れるべきじゃないかと思うんですね。

私の一般質問でもう御存じだと思いますけど、市の経済の活性化政策をどんどん投資をする時に、労働生産性とか、三面投下とか、そういう指標で評価をすべきだと。政策効果を、あるいは、市の景気を調べるべきだと言ったんですけどしないと。2年、3年おくれになりますけど、一般的なその指標、公開されるデータで判断しますという。それじゃやおそいわけで。

であれば、所管がそういうレベルであるんだつたら、私は、活性化基金をこんだけ持ってて、財政運営プログラムでいう成長戦略に年間3.5億、4億投資していくなんていうのは、もう、ほんとに、羅針盤のない効果と一緒になんですよ。すべきじゃないんです、そんなの。

せめて、所管がそうであるんだつたら、財政課のほうでもっと費用対効果という形で、各所管に対するお金の使い方を、私は指導すべき。そういう形で、今後、もっていくべきじゃないかと思うんですけど、どのように思われますか。

○財政課長（今井功司）市として予算化する際の判断としては、財政といたしましても費用対効果を最優先に考えているところでございます。なかなか、いろんな業務がございまして費用対効果が図れないと。所管課からもいい答えがでないと、いう状況も確かにございます。

ただ、それについては、市民サービスの低下につながるのかどうかというところも含めて、相対的に判断して予算化に努めているところでございますが、議員言われるとおり、費用対効果を、さらに、今後は発揮するような事業に絞り込みを図っていかないと、今後の財源確保の面から考えますと、そのような事業にシフトしなければいけないということも必要だと考えておりますので、予

算財政の立場といたしまして、予算査定なりを通じまして、費用対効果の観点を持った予算要求になるように方向性をもっていきたいなど考えているところでございます。

以上です。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。

本当は、それぞれの政策を打つ所管がきちんと費用対効果も抑えた上で、こしあはこういう効果が出たから、来年、どんだけ使うという、そういうきちんとした理路整然と出してくれれば一番いいんでしょうけども、最初の形は、私はそこにもつていくことが必要だと思うんですね。

そこにもつていくための今の過程です。今、だから、そこにもつていくためにどうするのということを考えた時に、まずは、所管がそういうことでありますので、財政課さんのほうでコントロールすべきだということを言わさせていただきましたので、この件について、また、今後も検討お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（田代健一）財政課が、毎年度の予算査定をする中で、その費用対効果というものどのように考えながら査定していくかについては財政課長のほうが答弁したとおりでございます。

地方自治の本旨といたしまして、最小の経費で最大の効果を上げるというのがございますので、この費用対効果というものについては、当然、限られた予算の中で成果を上げていくような事業に絞り込みながら、予算査定を行っていくというのはこれまでやってきたことでもございますし、今後は、より一層、取り組んでいかなければならないところだというふうに考えております。

また、市の主要な施策となる、今後、市の大きな柱となっていくべき事業につきましては、議員のほうから御指摘ございましたような、何らかの指標、成果というものが形になって、目に見えるようなものであらわれるような方法というのを企画サイドのほうとも研究しながら、今後、調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財政課を終わります。御苦勞さまでした。

度政府予算にかかる意見書の提出について

本日は大変御苦労さまでした。

○委員長（持原秀行） それでは、次に、先ほど、陳情第14号を採択すべきものと決定いたしましたので、ここでお諮りをいたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1の復元を図るための平成29年度政府予算にかかる意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記に意見書案を配付させます。

[資料配付]

○委員長（持原秀行） ただいまお配りしました意見書の案は陳情書の内容と同様なものとなっておりますので、朗読は省略をいたします。ごらんいただきたいと思います。（巻末に意見書（案）を添付）

それではよろしいでしょうか。この意見書案について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 御異議ありませんので、本意見書案を提出します。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（持原秀行） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） よって、そのように取り扱います。

△閉　　会

○委員長（持原秀行） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

意見書案

受理番号	陳情第14号	受理年月日	平成28年8月10日
件名	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2017年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情		
陳情者	薩摩川内市平佐町4820番地6 黒木 健史		
要旨			
<p>日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。</p> <p>しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。</p> <p>子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。</p>			
記			
<p>1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。</p> <p>2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。</p>			

発議第 号

総務文教委員会

委員長 持原秀行

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成29年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成29年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会

提案理由

子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高める教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠であり、子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育のための条件整備は不可欠である。

については、関係行政庁に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成29年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成29年度政府予算に係る意見書（案）

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、国の施策として定数改善に向けた財源保障がなされるべきです。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、平成29年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 持原秀行